

- 。裁判所、検察、警察は犯罪組織です。
- 。警察は日本最大のテロ集団です。

平成22年検第33624号

### 起 訴 状

。皆さん、裁判を傍聴に、裁判所、検察、警察のつらめを  
 確かめて下さい。傍聴は誰にでも出来ます。

平成22年11月22日

東京地方裁判所 殿

くち  
口封じ起訴

東京地方検察庁  
 検察官 検事 山口 聡 也



下記被告事件につき公訴を提起する。

#### 記

本 籍 東京都墨田区八広5丁目12番地  
 住 居 同区堤通2丁目3番1号 東白鬚第一マンション1208号室  
 職 業 無職

勾留中

大 高 正 二  
 昭和16年1月29日生

#### 公 訴 事 実

被告人は、平成22年8月10日午後0時23分ころ、東京都千代田区霞が関1丁目1番4号東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎第二南門において、被告人に対し発せられた構外退去命令を執行するため同第二南門の門扉を施錠していた東京高等裁判所事務局管理課庁舎警備係守衛長杉田憲治（当時59歳）に対し、その後頭部を右げん骨で2回殴る暴行を加え、もって同守衛長の職務の執行を妨害するとともに、前記暴行により、同守衛長に加療約1週間を要する頭部打撲傷、頸椎損傷の傷害を負わせたものである。

#### 罪 名 及 び 罰 条

公務執行妨害、傷害

刑法95条1項、204条

上記は謄本である  
 前 同 二 日

東京地方検察庁 検察事務官 安達直宏

。庁舎管理規定は法律ではありません。従って、強制力がありません。  
 。構外退去命令は違法です。裁判所に依る暴力です。  
 。違法行為は公務ではありません。従って公務執行妨害罪は成立しません。

。私は無実である事を法廷で立証し、あるのは全く捏造に押し付けられ、私は暴行していません。従って暴行証拠はありません。

(大高)